

J T U 埼玉高教組 ニュース

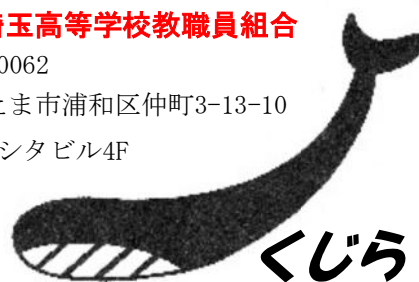
NO. 691

発行 埼玉高等学校教職員組合

〒330-0062

さいたま市浦和区仲町3-13-10

ヤギシタビル4F



教育復興に向けて支援の輪を広げよう！

TEL 048-823-4071

FAX 048-823-4072

Eメール saikojtu@maple.ocn.ne.jp

2024年度 確定交渉 賃金改善はありながら、働き方改革は進まず

今年度の賃金確定交渉はようやく2月に終結した。他都道府県は12月に終結したところも多い。年越しとなったことで国が制度改正に動いていた「育児・介護休業」、「旅費制度」なども交渉の俎上にのぼったが、12月の差額支給が最大の改善であるし、働き方改革に関わる具体的な業務削減はまったく見えなかった。しかも賃金改善は若手中心、著しい物価上昇と相殺され実感は乏しい。

★土曜授業の「見直し」は動いた

私たちは勤務を命じることができない週休日の「土曜授業」廃止を要求してきたが、今回、県教委はこの課題については踏み込んだ。働き方改革へと時代が動いているのだから、当然といえば当然である。とはいえ一度、導入した事業はやめにくく、土曜授業もそれぞれの学校が決めたこと。県教委は上から廃止の号令はかけない。これが具体的な業務削減が進まない理由である。

だから県教委が繰り返し明言してきた年度末「月45時間」、「年360時間」以内100%は実現困難である。法の定めがあるから県教委も目標設定しているが具体的な業務削減を示さないのだから実現するはずはない。そして月45時間残業した場合、残業手当は10万近くである。タダ働きが放置されていることを忘れてはならない。

★県教委に「カスハラ」支援策を求める

保護者による学校に対する正当な教育要求までも「カスハラ」扱いすることは避けるべきだが、保護者の過度な要求や限度を超えた厳しい叱責などは事実、増加している。私たちは学校に対する具体的な

支援を求めたが、県教委の回答はスクールロイヤーの活用等、内容的には乏しい。管理職に対する支援も強化しないと結果的に学校の業務は遅滞する。

かつては管理職のパワーハラスメントが大きな問題であったが、県教委による啓発も進み、管理職は丁寧な対応をするようになった(さいたま市の校長による教頭に対するパワハラ、教育局課長級・元校長のわいせつ行為処分などの事故はあったが)。児童・生徒に対する人権配慮も大きく進んでいる。強圧的な指導は過去のものとしなければならない。

そして文科省も「マイクロアグセッション(小さな攻撃性)」など、思い込みにより無意識に相手を傷つけることがないよう、啓発をはじめている。今回、交渉のなかで教職員間の風通しを良くすることもテーマとなった。この課題にもさらに管理職に汗をかいてもらいたいのである。

★教職調整4%から5%改善。しかし！

日教組は給特法を廃止し、定額働かせ放題を止めることを訴えてきた。残業手当がつけば超過勤務の歯止めになるからだ。しかし文科省は現在4%の教職調整額の段階的10%へ引き上げを決め、来年度は5%とする、としている。これではまったく働き方改革にならないし、しかも1%引き上げ財源は22億、この財源確保のため現在支給されている義務教育特別手当1.5%を0.5%引きさげる、というのである。詐欺である。

私たちの生活を改善するには政治の力が必要であることは間違いない。日教組は全国連帯で継続して給特法廃止の運動に取り組む所存である。

モノ申す！「魅力ある県立高校づくりの方針（案）」

私たち埼玉高教組は「魅力ある県立高校づくりの方針」に対して、以下の3点を中心に意見を伝えた。ここに紹介したい。

(1) 行き場のない生徒を作らない、 夜間定時制を残すこと

県立高校には様々な背景を持った生徒が入学しています。特に夜間定時制高校ではその傾向が顕著に表れています。生徒たちの「居場所」として機能している夜間定時制高校を県内に適正に配置することを私たちは要求します。夜間定時制高校は設立時は勤労学生のためのものでしたが、その姿は変容し、勤労学生自体が希有な存在となっています。だからと云って、夜間定時制高校の役割が終わった訳ではありません。昼間の高校への進学が難しい生徒や外国籍の生徒たちなど、高卒の資格を得るため、学校生活を送るために高校での教育を望んでいる子どもたちは確実に存在しています。あたたかい「居場所」としての夜間定時制を閉じるような方針はやめていただきたい。

(2) 障がいを持った生徒を分ける方針を 転換し、インクルーシブな学校づくりをめ ざすこと

1961年の文部省(当時)通知「文部省広報資料18『我が国の特殊教育』」にあるように、健常者の教育を守るために行っている「障がい者」と「健常者」を分けて行う分離教育は「障がい者」に対する差別です。我々は一貫して、分け隔てられることなく普通学級で共に学ぶ教育への方針転換を行うよう訴えてきました。

2022年9月9日障害者権利条約の進捗状況を審査した国連の障がい者権利委員会は「障がい児を分離した特別支援教育の中止」を勧告しました。理由は次の4つです。

- ①「分離教育は分離した社会を生む」
- ②「インクルーシブ教育は将来、障がい者が地域の中で生活することにつながる」
- ③「インクルーシブ教育は共に生きる社会の礎」
- ④「障がいの有無で分離した特別支援教育は、インクルーシブな社会で暮らしていく道のを否定し、将来、施設で暮らすことに繋がる。インクルーシブ教育なくして、障がいのある人の自立生活はあり得ない」

つまり「分離教育は差別」だと明言しています。又、普通学級を選択している人もいますという文科省の意見に対し「選択させることこそが差別である」とまで言及しています。

統廃合計画を推進するうえで、進学を希望する「障がい者」を受け入れることを前提に計画を立て、インクルーシブな教育を実現し、生徒を分けない学校づくりをめざしていただきたい。

(3) 別学校を共学化すること

県教委は2024年8月22日、埼玉県男女共同参画苦情処理委員に対して措置報告書を提出し、今後の方向性の最後の部分で、「今後、中学校卒業人数が減少し、また、教育ニーズが多様化していく中、男女における教育の機会均等を確保しながら、将来にわたり個人の能力と希望に応じた進学先の選択肢を用意することが求められる。県教育委員会として、今後の県立高校の在り方について総合的に検討する中で、主体的に共学化を推進していく」と回答している。

男女共同参画社会実現のための啓発活動はすべての学校に求められるところだが、県教委の共学化方針を進めるうえでの具体的なスケジュールを示すことを求めたい。

第1回 くじら採用試験対策講座 無料！

3/22(土) 1:30~5:00 ヤギシタビル4F 組合本部

毎年合格者が出るこの講座 8月まで月1回実施